

税務課からのお知らせ

〈問い合わせ〉税務課課税係
Tel(67) 2703

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)とは、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診など一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日～平成33年12月31日に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)を購入した際に、その年中に支払った対価の額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合には88,000円が限度)について、その年分の総所得金額などから控除するものです。

※注意

- ・12,000円を超えた医薬品の購入額がそのまま返ってくるのではなく、超えた部分の金額がそれぞれ世帯に応じた所得税や住民税から差し引かれるということであり、この計算方法は従来の医療費控除の仕組みと同じです。
- ・従来の医療費控除制度とセルフメディケーション

税制は、同時利用はできませんので、どちらかを選択して確定申告を行うこととなります。

▼セルフメディケーション税制を選択した場合確定申告時に必要となるもの

- ①健康診断や予防接種の結果通知表や領収書
- ②勤務先からもらう源泉徴収票
- ③対象のOTC医薬品のレシートまたは領収書

OTC医薬品のパッケージの多くには、セルフメディケーション税制の対象であることを示す識別マークがついています。また、薬局などのレシートには対象となるOTC医薬品の商品名の横に「★マーク」がついています。控除対象が不明な場合は、薬局や薬剤師に確認してください。



④マイナンバー裏表のコピー

マイナンバーカードを取得していない場合は、マイナンバー通知カードおよび運転免許証など本人を確認できる物のコピー

※注意

平成30年確定申告からは、マイナンバーのコピーの添付は必須になります。紛失した場合は、住民福祉課戸籍係で再発行の手続きをお願いします。

税関係証明書の取得についての注意事項!

「個人情報保護に関する法律」の施行に伴う適切な運用のため、課税証明書や所得証明書など税関係証明書を、ご本人以外のご家族が取得する場合、同一世帯であっても「委任状」を持参してください。様式は、税務課窓口にも備えています。が、「委任状」と上部に記載し、「〇〇証明書の取得に際し、〇〇に一切の権限を委任します。」と明記し、委任する人および、委任者の住所・氏名・生年月日・電話番号を自書して委任者の押印がされていれば、任意の様式でも結構です。

健康推進課からのお知らせ

〈問い合わせ〉健康推進課保健係
Tel(67) 2704

各種健診について

8月28日(月)～9月16日(土)(期間内の11日間)に、村内3カ所で、特定健診・各種がん検診などの集団検診を実施しています。まだ申し込みできますので、この機会にぜひ受診してください。

また、今回健診申込者で、都合が悪く受診できない人は、11月21日(木)、白水保健センターで追加健診を実施予定です。

詳しくは、健康推進課までお問い合わせください。

認知症地域支援推進員を配置しました

- ・思いあたる事ありませんか?
- ・耳が遠いからではなく、会話がかわみ合わず、尋ね

られた事と関係ないことを話す。

- ・衣服の乱れや季節や場面に応じた服装ができない。
- ・用件などを忘れる、思い出せない。
- ・趣味やテレビなどに興味がなくなる。
- ・同じ品物を何回も買ってくる。
- ・近隣のルールなど、場に合わせる事が出来ない。
- ・道に迷う…

などなど、もしかしたら認知症かもしれないと思われる兆候です。認知症になると医療、介護、家族愛、近隣愛など適切な支援があれば、住み慣れた地域で長く生活をする事ができます。このため、早く支援者と出会い、状態や状況に応じた適切な支援を受ければ、過度な介護負担を回避する事ができます。

このことから村では、健康推進課内および村内の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しています。連絡先は次のとおりです。もしかしたらと不安を抱えていたら、長く深く悩まず、早めにご相談ください。

■白水地区

白水包括支援センター Tel(62) 9397

■久木野地区

久木野包括支援センター Tel(67) 3099

■長陽地区

長陽包括支援センター Tel(65) 8456

くまもと

健康づくり応援店」募集

県では、健康づくりを応援する「くまもと健康づくり応援店」を募集しています！応援店には、県から指定書やのぼり旗を交付し、県HPやガイドブックなどでお店をPRします。指定は無料です。一緒に県民の健康づくりを応援しましょう！

■募集対象

飲食店、弁当・総菜店など

■指定要件

栄養成分表示やヘルシーメニューの提供など6つのベース項目から1つ以上取り組むこと。さらにブルーサークルメニューなど3つのレベルアップ項目あり。

■募集期間

現在募集中

10月31日(火)まで



くまもと健康づくり応援店

〈問い合わせ〉

阿蘇保健所 Tel 0967(24)9030

県健康づくり推進課 Tel 096(333)2252

障害者の法定雇用率が引き上げになります

民間企業の障害者法定雇用率(現行2.0%)が、平成30年4月1日から当分の間は2.2%、3年を経過する前までに2.3%に引き上げられます。

引き上げ後は、障害者を1人以上雇用し、雇用状況を報告する義務が課せられる事業主の範囲が従業員50人以上から45.5人以上に広がります。障害者の募集、雇用管理、各種助成金などに関する相談は、お早目にハローワークへお願いします。

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年 4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体など	2.3%	2.5%
都道府県の教育委員会	2.2%	2.4%

〈問い合わせ〉ハローワーク阿蘇 Tel 0967 (22) 8609